四　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第二号に掲げる事項

2　（略）

（法第十七条の事由）

第十六条　法第十七条のやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

（乗合旅客運送の許可申請）

第十九条　法第二十一条第二号の規定により、乗合旅客の運送の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した乗合旅客運送許可申請書を提出するものとする。

一～七　（略）

八　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第三号、第四号及び第六号に掲げる事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　予定する運輸数量を記載した書類

二　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

三　特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

（事業の管理の受委託の許可申請）

第二十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号から第十三号までのいずれかに規定する書類

四　（略）

（事業の譲渡及び譲受の認可申請）

第二十二条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号から第十三号までのいずれかに規定する書類

四　（略）

3　（略）

（法人の合併又は分割の認可申請）

第二十三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

（新設）

2　（略）

（法第十七条の事由）

第十六条　法第十七条のやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

（乗合旅客運送の許可申請）

第十九条　法第二十一条第二号の規定により、乗合旅客の運送の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した乗合旅客運送許可申請書を提出するものとする。

一～七　（略）

（新設）

2　前項の申請書には、予定する運輸数量を記載した書類を添付するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（事業の管理の受委託の許可申請）

第二十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第八号から第十一号までのいずれかに規定する書類

四　（略）

（事業の譲渡及び譲受の認可申請）

第二十二条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第八号から第十一号までのいずれかに規定する書類

四　（略）

3　（略）

（法人の合併又は分割の認可申請）

第二十三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）